

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

葛飾区では、予定価格 200 万円以上の工事請負契約及び設計等委託契約にかかる入札において、最低制限価格制度を適用しております。また、総合評価方式を適用する工事請負契約にかかる入札については、低入札価格調査制度が適用されます。

1 最低制限価格制度について

最低制限価格の設定対象となる工事請負契約及び設計等委託契約にかかる入札においては、最低制限価格未満の入札は無効となります。

<工事請負契約>

(1) 対象案件

予定価格 200 万円以上の工事請負契約にかかる総合評価方式以外の入札

(2) 最低制限価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、次の算定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費×68%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

<設計等委託契約>

(1) 対象案件

予定価格 200 万円以上の設計等委託契約（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査）にかかる入札

(2) 最低制限価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において設定されます。（算定基準は非公表です。）

2 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の対象となる工事請負契約にかかる入札においては、調査基準価格未満の入札は低入札価格調査の対象となります。また、失格基準に該当する場合は、失格となります。

(1) 対象案件

工事請負契約にかかる総合評価方式を適用する入札

(2) 調査基準価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、次の算定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費×68%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

(3) 失格基準

① 価格による失格基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内において、次の算

定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×92%+共通仮設費×85%+現場管理費×85% +一般管理費×63%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

② **工事成績による失格基準**

入札参加希望申請を行った日以前の直近3件の工事に、葛飾区の工事で工事成績が60点未満のものがある場合、失格となります。

(4) **低入札価格調査**

制度の詳細及び調査方法等については「低入札価格調査制度実施要綱」及び「葛飾区低入札価格調査制度に係るマニュアル」を参照ください。